

## 埼玉県介護職員初任者研修実施概要

(1) 研修の名称及び課程

学校法人 大原学園 介護職員初任者研修 (通信)

(2) 研修実施主体名及び研修実施主体の所在地等

研修実施主体名 大原医療秘書福祉専門学校大宮校  
研修実施主体所在地 さいたま市大宮区宮町2-61-1  
担当部署 教務部 初任者研修事務局 担当者 高橋 誠  
電話番号 048-631-1577  
FAX番号 048-631-1579  
メールアドレス makoto.takahashi@mail.o-hara.ac.jp

(3) 実施時期

令和5年4月11日～令和5年6月13日(4月開講)

(4) 募集

ア 募集時期、募集の方法、連絡先住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス

募集時期 令和5年4月3日から研修開始日の前日まで  
募集方法 パンフレット配布  
連絡先 さいたま市大宮区宮町4-13-2  
電話 048-631-1577  
FAX 048-631-1579  
メールアドレス makoto.takahashi@mail.o-hara.ac.jp

イ 募集定員

24名

ウ 募集定員を超えた応募があった場合の選考方法

全て先着順。定員に達した時点で申し込みを終了する。

(5) 募集対象者

当学園に在籍する学生のうち希望者

(6) 受講料

受講料 59,676円  
テキスト代 7,124円  
合計 66,800円

(7) 主な講習会場及びその所在地

ア 名称及び所在地（講義施設）

大原医療秘書福祉専門学校大宮校

さいたま市大宮区宮町2-6-1-1

イ 名称及び所在地（演習施設）

上記と同様

(8) 演習施設等の仕様

ア 演習を行う施設の所在地及びその仕様（平面図、備品リスト、写真を添付）  
別添のとおり

イ 総合生活支援技術演習の事例案  
別添のとおり

ウ 介護技術度合いの評価方法案  
別添のとおり

エ 介護技術度合い評価担当者数及びその氏名  
別添のとおり

オ 利用者役の氏名及び略歴

吉岡 友江 昭和58年4月～平成25年6月看護職、平成26年4月～介護福祉士教員

桃井 幸枝 平成10年9月～介護職

大森 史代 平成11年6月～平成20年4月介護職、平成20年4月～介護福祉士教員

高橋 誠 平成24年7月～介護職、平成18年4月～介護福祉士教員

矢野 文弘 平成7年7月～介護職

山本慎一郎 平成24年5月～平成30年7月介護職、令和元年6月～介護福祉士教員

(9) 修了評価の方法及び模範解答案

別添のとおり

(10) 通信制の場合

ア 講義を通信の方法によって行う地域  
埼玉県及び近隣の件

イ 添削指導及び対面指導の指導方法  
通信添削指導

(1) 学習方法

①テキストにより、自宅学習を行う。

②自宅学習の成果を確認するため、レポートの課題に対する解答を郵送又は持参により提出させる。

③レポートの課題は、カリキュラムの内容を網羅するものとし、科目ごとに課題を設定し、選択式による問題と記述式、○・×式による問題とする。

④内容理解を高めるため、担当講師による面談指導講義を実施する。

(2) 評価の方法

提出されたレポートは、添削を行い、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価を行う。  
A・B・C を合格とし、理解度の低い D の場合はレポートを再提出させ、理解度が深まるまで繰り返し提出させる。

【レポートの評価】 A=90 点以上・B=80 点以上・C=70 点以上 合格  
D=70 点未満 不合格

対面指導

学習方法

- ①講義形式及び演習形式について学習を行う。
- ②講義形式は、主講師 1 名にて行う。
- ③演習形式は、1 ベッドに 1 名の利用者役を配置し、最大 6 名にて演習を行う。

ウ 対面指導を行う場所（自己所有の物件かどうかを明記）

大原医療秘書福祉専門学校大宮校（自己所有物件）

さいたま市大宮区宮町 2 - 6 1 - 1

学校法人大原学園 大原医療秘書福祉専門学校大宮校  
介護職員初任者研修（通信）学則

（法人等の名称、本店所在地、代表者の氏名及び研修実施主体の名称及び所在地）

- 第1条 本研修は、次の事業者が実施する。
- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| 法人等の名称    | 学校法人大原学園            |
| 所在地       | 東京都千代田区西神田1-2-10    |
| 代表者の氏名    | 中本 毎彦               |
| 研修実施主体の名称 | 大原医療秘書福祉専門学校大宮校     |
| 所在地       | 埼玉県さいたま市大宮区宮町2-61-1 |

（目的）

- 第2条 この事業は、超高齢社会到来により生ずる社会構造の変化へ対応する新たな人材育成に寄与すべく、公的性格の高揚を図り、高齢者等の多様化するニーズに対応した専門的な知識、技術を有する介護に従事する職員を養成することを目的とする。

（研修事業の名称）

- 第3条 研修の名称は次のとおりとする。  
学校法人大原学園 介護職員初任者研修

（研修の種類）

- 第4条 介護保険法施行令に基づく介護職員初任者研修

（指定番号）

- 第5条 東中福第1662号 令和5年3月3日

（研修課程）

- 第6条 介護職員初任者研修通信課程

（年間事業計画、講義・演習室名及び住所）

- 第7条 令和5年度の研修事業計画、講義・演習室名及び住所は次のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員	講義・演習室名及び住所
第1回	令和5年4月11日～ 令和5年6月13日	24名	大原医療秘書福祉専門学校大宮校舎 A棟7F教室、2F介護実習室・入浴実習室 さいたま市大宮区宮町2-61-1

（講師一覧）

- 第8条 研修を担当する講師は別紙3「講師一覧表」のとおりとする。

（使用テキスト一覧）

- 第9条 研修に使用するテキストは次のとおりとする。  
（財）長寿社会開発センター  
介護職員初任者研修テキスト

（受講資格）

- 第10条 受講対象者は当学園に在籍する学生とする。

（広報の方法）

- 第11条 広報は、自校におけるパンフレットケースの設置とする。

(情報の開示の方法)

第12条 下記ホームページにおいて情報開示する。  
ホームページアドレス：www.0-hara.ac.jp

(受講料及び支払方法)

第13条 受講料及び支払方法は次のとおりとする。

内 訳	金 額	納付形態	納付期限
受講料	59,676 円	一括納入	受講開始前日まで
テキスト代	7,124 円	一括納入	受講開始前日まで

(受講手続方法)

第14条 受講手続きは次のとおりとする。

- (1) 介護職員初任者研修事務局に電話予約をする。予約の段階で定員管理を行い、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 予約をした受講者は、当校指定の申込み用紙に必要事項を記載し、受付に受講料と申し込み用紙を持参し受講手続きを取る。
- (3) 受講料を銀行又は郵便振込みをした場合には、振込証明書（コピー可）に受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きをとる。
- (4) 受講申込受付時に運転免許証などの提示により本人確認を実施する。なお、郵送での申込者に対しては初回講義時に運転免許証などの提示により本人確認を実施する。
- (5) 受講手続完了後、受講解約の申し出があった場合は、当校所定の規約に基づき返金額を計算し返還する。

(受講者の個人情報の取扱い)

第15条 受講生から得た個人情報については、プライバシーポリシーに従い当該研修以外の個人情報の使用はしない。

(研修修了の認定方法)

第16条 修了の認定は、介護技術の習得（70%以上）が認定され、かつ全科目を履修した者に対して1時間程度の筆記試験を行う。

筆記試験の正答率は75%以上とし、修了認定会議で修了と認められた者とする。

なお、修了の認定に必要な技術の習得及び筆記試験の認定基準に満たない者は、認定基準に達するまで、補講を実施する。ただし、本人が補講を拒否した場合は、修了証明書を交付しない。

(通信による実施方法)

第17条 通信による実施方法は、次のとおりとする。

(1) 学習方法

- ① テキストにより、自宅学習を行う。
- ② 自宅学習の成果を確認するため、レポートの課題に対する解答を郵送又は持参により提出させる。
- ③ レポートの課題は、カリキュラムの内容を網羅するものとし、科目ごとに課題を設定し、選択式による問題と記述式、○・×式による問題とする。
- ④ 内容理解を高めるため、担当講師による面談指導講義を実施する。

(2) 評価の方法

提出されたレポートは、添削を行い、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価を行う。A・B・C を合格とし、理解度の低い D の場合はレポートを再提出させ、理解度が深まるまで繰り返し提出させる。

【レポートの評価】 A=90 点以上・B=80 点以上・C=70 点以上 合格  
D=70 点未満 不合格

(3) 個別学習への対処方法

受講生が自宅での学習中に生じた質問内容に対して、電話・FAX・郵便で受け付け、講師による回答を電話又はスクーリング時に回答する。

(補講について)

第18条 補講による実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事由があると認められる者については、研修総時間の1/3以内の時間数であることを満たすとともに、原則として、研修開始日から1年以内とし、科目・カリキュラム単位での補講しか認められない。
- (2) 補講は、当該科目・カリキュラム担当講師あるいは同程度の要件を持つ講師が直接担当するものとする。なお、補講の実施形式にかかわらず、補講終了後に必ず受講者の評価を行う。
- (3) 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の補講については、必ず担当講師が対面による直接指導とする。
- (4) 補講費用については、徴収しない。

(受講の取消)

第19条 次の各号に該当するものは、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(受講中の事故等についての対応)

第20条 演習中における事故等の対応は学校在中の介護福祉士又は看護師が対応し、緊急を要する場合は、救急車等にて対応する場合もある。

(修了証明書等の交付)

第21条 第16条により修了を認定された者は、当校において埼玉県介護員養成研修事業者指定要綱第12条に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者の管理)

第22条 第16条により修了を認定された者は、埼玉県介護員養成研修事業者指定要綱第12条及び第13条のとおりとする。

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、埼玉県で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修担当者名及び連絡先)

第23条 研修事業は当校介護職員初任者研修事務局で行う。

研修責任者	若井 浩美	教務部	部長代理
研修担当者	高橋 誠、吉岡 友江	教務部	初任者研修事務局
苦情相談担当者	高橋 誠	教務部	初任者研修事務局
連絡先	電話番号	048-631-1577	

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当校がこれを定める。

(附則)

この学則は令和5年4月1日から施行する。

別紙3 講師一覧表(介護職員初任者研修)							
							令和5年1月25日現在
事業者名 学校法人 大原学園							
	氏名	担当科目・カリキュラム番号	資格	資格取得年月日	経験年数	専任・兼任	備考
1	高橋 誠	1～23	教員(介護福祉士)	平成19年5月17日	7年6ヶ月	兼任	14～19 補助講師
2	山本 慎一郎	1～23	介護福祉士	平成21年5月20日	6年3ヶ月	兼任	
3	吉岡 友江	1～12、14～23	看護師	昭和58年4月23日	16年6ヶ月	兼任	
			教員(介護福祉士)	平成26年4月1日	4年3ヶ月	兼任	
4	大森 史代	1～11、14～23	看護師	平成元年5月29日	3年1ヶ月	兼任	
5	桃井 幸枝	1～23	介護福祉士	平成15年5月1日	12年7ヶ月	兼任	
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							